

新潟高教組

新型肺炎感染症関連速報

2021年7月6日 全組合員配布・分会掲示

その他の接触者として特定された場合 「自宅での勤務」→「出勤困難休暇」

職員が新型肺炎感染症の感染が疑われる場合の対応について(通知)が7月2日に改正されました。これまで「保健所から指示があり PCR 検査を受けた際、『自宅勤務』とし、検査を受けている時間は『年休対応』とされていましたが、組合が問題点を指摘し要求してきた結果、「出勤困難休暇」と整理されました。また通知発出以前に年次有給休暇を取得して、その他の接触者として行政検査を受けた場合についても、その時間について出勤困難休暇として差し支えないとなっています。

現場で周知され、対応されていることと思いますが、分会員への周知をお願いいたします。

内容：教職員に新型肺炎感染症が疑われる場合等の対応

職員の状況		サービスの取扱い
受診	「風邪症状」、「息苦しさ」や「強いだるさ」などがある場合	○職場に連絡の上、回復するまで自宅療養 → 出勤困難休暇 ○症状改善後二日間はお勤しない → 自宅での勤務または年次有給休暇
検査	「体調不良」により、検査を受ける	○職場に連絡の上、自宅療養する → 出勤困難休暇
	保健所から「濃厚接触者」に特定され、検査を受ける	○職場に連絡の上、保健所の指示に従う → 出勤困難休暇
	保健所から「濃厚接触者」として特定されていないが、「その他の接触者」として検査を受ける	○職場に連絡の上、保健所の指示に従う → 陰性結果が確認できるまで 出勤困難休暇
診断	「新型肺炎感染症」と診断された	○職場に連絡の上、保健所、医療機関の指示に従い療養する → 職専免
接触	「検査を受ける者と濃厚な接触歴」がある	○職場に連絡の上、所属の指示に従う ・同居家族が『体調不良』または『濃厚接触者』として検査を受ける場合 → 陰性結果が確認できるまで 自宅での勤務 ・同居家族が『その他の接触者』として検査を受ける場合 → 通常勤務

検査は「PCR 検査（唾液、鼻咽頭拭い液）の他、抗原検査を含む

現場管理職への周知・徹底不足による不適切な対応等、様々な相談が寄せられています。ご不明な点等については高教組本部(025-265-4151)までご連絡ください